

内閣法制局による憲法解釈の変更の可能性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年八月七日

江
崎
孝

参議院議長 山崎 正昭 殿

内閣法制局による憲法解釈の変更の可能性に関する質問主意書

内閣法制局による憲法解釈は過去、多くの議論に基づき、法解釈の整合性を保ちつつ行われてきたと理解しているが、集団的自衛権の行使は許されないとする政府及び内閣法制局の憲法解釈が変更される可能性はあるのか。

また、政府及び内閣法制局の憲法解釈が変更される場合には、過去の憲法解釈との整合性をどのように考えるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

